

TL0と大学の連携に係る提言

平成15年5月9日
産業構造審議会
産業技術分科会
産学連携推進小委員会

・TL0と大学の連携の基本的考え方

- ・大学研究成果について、機関帰属化や海外出願体制の強化が求められている現状を受け、今後は、TL0が大学の内部にあるか外部にあるかを問わず、TL0と大学が連携することによって特許取得・管理・活用部門の選択と集中を図り、効率的・戦略的な体制を構築していくことがより一層求められることになる。
 - ・その際、大学は、技術移転の実務を担うTL0が行う研究成果の評価・選別の判断を最大限尊重した特許の取得・管理体制を検討すべきである。
 - ・具体的には、
 - (1)大学内部のTL0においては、TL0自らが特許取得の判断(評価・選別)を行う体制(=大学内部型)とすること。
 - (2)大学外部のTL0においては、大学と密接な関係を構築し大学の特許取得の判断に大きく関与する体制(=大学外部一体型)とするか、逆に、大学の特許取得に関与しない代わりに、契約関係において、TL0が大学とは別に、評価・選別を行う独立性を保つ体制(=大学外部独立型)とすること。
- が重要であり、今後、各大学及びTL0が、それぞれの経緯や事情に合わせ、下記の制度設計や業務効率等を参考にしつつ、最適な連携体制を構築していくべきである。
- ・さらに、特許の円滑な活用を促進する観点から、上のいずれの類型を採用する場合も、企業等との交渉を行う窓口や特許権に係る権利主体を明確化すべきであり、TL0を活用する場合にはTL0に一元化することが望ましい。
 - ・なお、TL0における研究成果の評価・選別過程においては、短期的に市場が見込まれるものだけでなく、企業との共同研究を実施することで市場が見込まれるものも視野に入れ、産学共同研究の提案を行う等、TL0がマネジメント的役割を果たしていくことを期待する。

(参考1)類型別の制度設計

TL0が技術移転事業を行うためには、大学から研究成果の安定的な供給を受けることができる関係を築くことが不可欠となる。各類型について、具体的には以下の制度設計が必要となる。

- (1)大学内部型の場合は、大学との関係は緊密であるが、TL0の積極的な営業努力がなされるよう、事業評価を徹底すること。
- (2)大学外部のTL0(大学外部一体型及び大学外部独立型)の場合は、大学との間で業務委託契約等を締結するとともに、大学に帰属する研究成果の取扱いについて、優先権を確保すること。

- (3) 大学外部一体型の場合は、大学から出資を受けること等により、TLOを全学的な組織として位置付けること。その際、大学の強い影響下におかれることが安心感となってTLOの自助努力を損ねたり、大学外部のTLOの利点である活動の自由度を低下させることがないよう、大学との間に適度な緊張関係を保つこと。
- (4) 特に、大学外部独立型の場合は、技術分野の専門性を高める、地域経済への貢献等の特色を出す、マーケティング活動において他のTLOとの連携を図るなど、自組織の利用価値を高める自助努力をすること。

(参考2) 業務効率に関する類型別の評価

TLOが大学との間に緊密な連携関係を確保することは、研究成果の安定的な供給を受けるためには不可欠であるが、以下に示すように、その程度に応じて、TLOの業務効率(技術移転効率)は影響を受けると考えられる。

- (1) 大学内部型の場合、大学との緊密な連携関係は確保される反面、TLOにおいて自由な人事制度(成功報酬制度等)を大学教職員とは別枠で設けることの困難やライセンス可能性の低い研究成果を大学研究者との関係において出願せざるを得ないといった事態が想定される。
- (2) 大学外部一体型の場合、大学との緊密な連携関係を確保しつつ、さらに外部組織であるため、自由な人事制度を設計することも可能。但し、大学との緊密さの程度に応じ、(1)に掲げた問題も発生しうる。
- (3) 大学外部独立型の場合、大学との緊密さは低く、大学からの研究成果の安定的な供給を受けるための制度的な工夫や営業努力が必要となるが、取り扱う研究成果をTLO独自の判断で自由に取捨選択できるため、業務効率は高い。

. TLOと大学の連携における特許関連予算の確保について

TLOが内部にあるか外部にあるかを問わず、TLOを大学と一体をなすものと位置付け、TLOと大学が全体として特許関連予算を確保していくことが重要である。具体的には、以下の事項を早急に達成すべく検討を進めることが必要である。

- (1) 国からの支援に際しては、特許出願を安易に代行するといった手法ではなく、各大学やTLOにおける研究成果の評価・選別能力を醸成することに資する手法が採用されるべきであり、運営費交付金、私学助成金等の大学ごとに配分される事業費において、研究規模・特許化の実績等に応じて特許関連予算を確保する仕組みやTLOを通じた特許関連予算の補助等を検討すべきである。
- (2) 運営費交付金の査定にあたっては、大学が自助努力によって獲得した外部資金の増加に応じて運営費交付金の支給額が低減するような運用がなされないよう、外部獲得資金額は査定対象外とする制度とすべきである。
- (3) 国からの競争的資金や補助金・委託費あるいは企業からの研究資金については、各大学の判断により間接経費の一部をプールすること等により、当該年度以降の特許出願等に充てることを可能とするとともに必要に応じて間接経費の枠の拡大を検討するか又は直接経費で特許関連費用を確保すべきである。
- (4) 海外出願が特許関連費用全体の負担額増大を招くことに鑑み、現在、TLOの行う技術移転事業に対して補助されている海外出願補助の拡充を図るべきである。